

設けられる非課税管理勘定について適用されます。

(2) 電磁的記録の提供の際に行う本人確認方法の追加

次に掲げる書類の提出に代えて行う電磁的方法によるその書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録の提供の際に行うこととされている本人確認の方法に、その者の住民票の写し等を提示する方法が加えられました。

イ 未成年者口座内上場株式等移管依頼書

ロ 特定口座以外の他の保管口座への未成年者口座内上場株式等移管依頼書

この改正は、平成 31 年 4 月 1 日以後に行う電磁的方法による提供について適用されます。

4 財産形成非課税住宅（年金）貯蓄に関する異動申告書及び財産形成非課税住宅（年金）貯蓄の勤務先異動申告書（以下「申告書等」といいます。）について、提出者の個人番号の記載を要しないこととされました（財産形成非課税住宅（年金）貯蓄に関する異動申告書にあっては、個人番号の変更について提出する場合を除きます。）。

なお、その申告書等を受理した金融機関等は、その申告書等に提出者の個人番号を付記するものとされました。

この改正は、平成 31 年 4 月 1 日以後に提出する申告書等について適用されます。

(注) この改正は、申告書等の提出者がその提出を受ける金融機関等に個人番号の記載された申告書等を提出していない場合には、適用されません。

5 平成 28 年 1 月 1 日前に金融機関等に対して次に掲げる告知又は告知書の提出（以下「告知等」といいます。）を行った者で同日以後に配当等の支払を受けるものが、その金融機関等を行うこととされている個人番号又は法人番号の告知について、告知期限が令和 4 年 1 月 1 日以後最初に配当等の支払を受ける日等（改正前：平成 31 年 1 月 1 日以後最初に配当等の支払を受ける日等）まで延長されました。

- (1) 利子、配当等の受領者の告知
- (2) 無記名公社債の利子等に係る告知書の提出
- (3) 株式等の譲渡の対価の受領者の告知
- (4) 交付金銭等の受領者の告知
- (5) 償還金等の受領者の告知
- (6) 信託受益権の譲渡の対価の受領者の告知
- (7) 先物取引の差金等決済をする者の告知
- (8) 金地金等の譲渡の対価の受領者の告知
- (9) 特定株式投資信託の受益者に係る情報の受託者への告知
- (10) 特定口座開設届出書の提出をする者の告知
- (11) 非課税口座開設届出書の提出をする者の告知
- (12) 国外送金等をする者の告知書の提出
- (13) 国外証券移管等をする者の告知書の提出

(注) この改正の詳細については、国税庁ホームページの「法定調書の種類及び提出期限」をご参照ください。

6 上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例の見直しが行われました。

この改正は、令和 2 年 1 月 1 日以後に支払われる上場株式等の配当等について適用されます。

- (1) 支払の取扱者が交付をする集団投資信託の収益の分配に係る上場株式等の配当等に係る源泉徴収税額から控除することとされているその集団投資信託の信託財産について納付した所得税及び外国所得税の額のうちその集団投資信託の収益の分配に対応する部分の金額の計算については、その集団投資信託の収益から収益調整金のみに係るものを除いて行うこととされました。